

○竜王町祖父川公園の設置および管理に関する条例

令和7年3月28日条例第15号

竜王町祖父川公園の設置および管理に関する条例

(設置)

第1条 祖父川河川敷を活用し憩いの場を提供することで、もって住民の健康増進、スポーツの振興および堤防等河川管理施設の健全な機能維持に資するため、竜王町祖父川公園（以下「公園」という。）を設置する。

(名称および位置)

第2条 公園の名称および位置は、次のとおりとする。

名称		位置
竜王町祖父川公園	グラウンド・ゴルフ場 広場	竜王町大字薬師地先

(使用時間および休園日)

第3条 公園の使用時間および休園日は、次のとおりとする。

- (1) 使用時間 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 休園日 木曜日および12月29日から翌年1月3日まで（木曜日が祝日の場合はその翌日）

2 町長は、特に必要があると認めるときは公園の使用時間および休園日を変更することができる。

(使用の許可)

第4条 公園を使用しようとする者は、町長に申請し、その許可を受けなければならない。なお、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、前項の許可をする場合において、公園の管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の許可の制限)

第5条 町長は、公園の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公園の設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 公園または附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(5) 公園の使用が河川管理に支障があると認められるとき。

(6) その他公園の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消等)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

(1) 第4条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用の目的に違反して使用したとき。

(2) 使用者が偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。

(3) 公園の使用が、前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 使用者が、この条例の規定に違反したとき。

(5) 使用者が、使用の許可に付された条件に違反したとき。

(6) 公園が災害その他の事故により使用できなくなったとき。

(7) その他町長が特に必要と認めたとき。

(損害賠償)

第7条 使用者は、故意または過失により公園または附属設備を損傷し、もしくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむをえない理由があると認めるときは、損害賠償の全部または一部を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、公園の管理運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。